

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和7年度第2回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会
日時	令和8年2月24日(火) 13:00~15:00
場所	芦屋市役所分庁舎2階大会議室
出席者	委員長 竹端 寛 委員 池本 秀康、押場 美穂、松下 晶子、三芳 学、福島 健太、 山崎 元輝、宮田 靖久、小野 りか、山田 弥生 欠席委員 長城 紀道、税所 篤哉 委員以外 芦屋市権利擁護支援センター 谷 仁 芦屋市権利擁護支援センター(社会福祉協議会担当) 三谷 百香
事務局	芦屋市地域福祉課 吉川 里香、亀岡 菜奈、知北 早希、服部 乃理枝 芦屋市障がい福祉課 下條 純 芦屋市高齢介護課 竹内 典子、永田 佳嗣、正好 隆裕、越智 志織、 柳 玲奈
会議の公開	公開
傍聴者数	0 人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 開会

【委員会の成立について】

開始時点で委員12名中9名の出席を確認

(2) 議事

(1) 報告

ア 令和7年度第2回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告

イ 縦レビュー会議に関する報告

ウ 芦屋市「養介護施設従事者等による高齢者虐待」対応マニュアルについて

(2) 協議

権利擁護をはじめとした相談支援における研修検討プロジェクトについて

(3) その他

(3) 閉会

2 提出資料

事前資料1-1 令和7年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告(上半期)

事前資料1-2 令和7年度芦屋市権利擁護支援センター相談件数(上半期)

事前資料1-3 令和7年度芦屋市権利擁護支援センター運営委員会議事録

事前資料2-1 令和7年度システム改善・資源開発検討会議(縦レビュー会議)の報告について

事前資料2-2 令和6年度システム改善・資源開発検討会議(縦レビュー会議)から抽出された課題に対する取組報告について

事前資料3 芦屋市「養介護施設従事者等による高齢者虐待」対応マニュアル

事前資料4-1 権利擁護をはじめとした相談支援における研修検討プロジェクト(報告)

事前資料4-2 相談支援における研修のあり方について

事前資料4-3 権利擁護をはじめとした相談支援における研修検討プロジェクトでの意見(まとめ)

3 審議内容

(地域福祉課 吉川)

ただいまより令和7年度第2回権利擁護支援システム推進委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

開催に当たりまして、竹端委員長よりご挨拶をお願いいたします。

(竹端委員長)

皆さん、こんにちは。本日はお集まりいただき、ありがとうございます。本委員会は今期、本日が最後となります。よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

(1) 報告ア「令和7年度第2回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告」について、お願いします。

(1) 報告

ア 令和7年度第2回芦屋市権利擁護支援センター運営委員会の報告

(権利擁護支援センター 谷)

権利擁護支援センターの活動状況報告と併せて、1月に運営委員会を終了しましたので、その内容をご報告します。

事前配付資料1-1から1-3をご覧ください。資料1-3の1ページ目に概要をまとめていますので、主な点を説明します。

まず、相談支援内容の集計についてです。事前資料1-2にまとめていますが、同資料の「その他」項目の内訳として、今年度から「死後事務」を新たに追加しています。ここ数年、入院・入所時の身元保証や、死後事務に関する相談が増えてきているためです。

件数は事前資料1-2の1ページ①に記載のとおり、一昨年度は年間4件、昨年度は10件、今年度は11月末時点で15件と、年々増加傾向です。

相談内容も変化しており、一般事業者の紹介依頼やサービス内容の照会、「芦屋市では同様の事業を行っていないのか」といった問い合わせが増えていきます。新聞等で国の動きが報道され、それを見た市民からの相談・問合せもあります。昨年度と比べ、件数も内容も明らかに変化してきていると実感しています。

次に、虐待対応についてです。事前資料1-1の2ページに、虐待に関する数値をまとめています。表から、施設虐待が増加している点が1つ、また養護者による障がい者虐待は減少傾向にある点が読み取れます。高齢者の養護者虐待は昨年度より増えているものの、概ね同程度の水準です。

数値面の特徴としては、認定率が挙げられます。例年は25%程度ですが、今年度は高齢・障がいともに認定率が大幅に増加しています。状態が深刻化してから通報されるケースや、世帯全体に関わる複雑なケースが増えていると感じています。

通報経路については、事前資料1-2の「相談経路別」をご覧ください。警察からの通報は高齢・障がい合わせて21件で、全体のおよそ4分の1です。警察からの通報は毎年一定数ありますが、今年度の特徴は、ケアマネジャーからの通報が高齢者虐待で23件と大幅に増えている点です。権利擁護支援センターの研修後に通報が増える傾向があり、今回もその影響があったと考えています。

また、資料には数値として出していませんが、施設ケースが今年度増えています。事前資料1-3にも記載していますが、養護者による虐待のうち約1割が施設に関するケースです。

関連して、事前資料1-3の5ページ、議事(2)その他に記載のとおり、警察との意見交換会に参加した際、警察から「一人歩きの人を保護することがかなり増えた」との話がありました。施設ケースの増加と何らかの関連があるのではないかと考えています。

併せて、警察から「施設入所を勧めるよう家族に伝えてもらえないか」と依頼されることがあること、また施錠が不適切行為に当たるという認識が十分でないことも話題になりましたので、周知していく必要があると感じています。

最後に、権利擁護支援者養成研修についてです。隔年実施の研修を行い、2月14日に修了式を迎えました。今年度は15名が修了しています。現在、人材バンク登録を進めており、4月に面談後、登録・活動開始となる予定です。以上です。

(竹端委員長)

ありがとうございます。先ほどの施錠の件ですが、具体的にはどのようなケースが多いのでしょうか。認知症の方が一人歩きされると困るため鍵をかけているケースが発見されることが多いのか、現場に行ってみたら施錠されていたことが多いのか、そのあたりも含めて教えてください。

(権利擁護支援センター 谷)

基本的には高齢者で認知症があり、外に出て迷う、近くに踏切があつて危ないなど、家族が安全を理由に施錠するケースが多いです。事業所が訪問した際に発見することもあります。

また、相談の中で家族が「実は施錠している」と話され、支援者が把握して通報につながることも多いです。施錠が悪いことだという認識がない方も少なくありません。

(竹端委員長)

なるほど。福島委員、施錠ケースについて聞かれることはありますか。

(福島委員)

SVする場面でも施錠ケースはあったと思います。多くはありませんが、先日も1件あったと思います。

(竹端委員長)

法的にはアウトですね。

(福島委員)

身体的虐待に当たります。

(竹端委員長)

ただ、家族間であれば「本人の安全のためだから大丈夫」と言われることもあると思うのですが、その点はいかがですか。

(福島委員)

ご本人の機能が低下する問題もありますし、火災時に逃げられないなどの問題もあります。家族が安全確保を目的としていたとしても、虐待に当たる点は変わりません。

(竹端委員長)

その点が認知症のご家族には、なかなか通じていないということでしょうか。

(福島委員)

代替としてヘルパー利用やデイサービス利用等で回避できる場合もありますが、経済的理由で利用できない、その他の事情でサービスを使わないなどにより、状態が継続してしまうことも多いと思います。

(竹端委員長)

宮田委員、民生委員の立場で、そういった話を聞かれることはありますか。

(宮田委員)

大きな問題としては聞いていませんが、私の見える範囲でも近所に認知症の方がおられ、遠くへ行ってしまうこともあります。家族は割とゆったり見ておられますが、近所の方から「見とかなあかんで」「出したらあかんで」といった話が出るのは耳にします。危ない場面もあると思います。

(竹端委員長)

市として普及啓発を強めるなど、増加の背景も含めて何か思われることはありますか。

(地域福祉課 知北)

権利擁護支援センターとも、次年度は身体拘束に関する研修会が必要ではないかと話をしており、次年度計画の中で盛り込めればと考えています。

(竹端委員長)

ありがとうございます。皆さんご覧になったか分かりませんが、「どうすればよかったか？」という映画がありました。両親が医師で精神科の知識もある中、こどもが急性症状を発症した後に病院から連れて帰り、家の中で監禁して「うちの娘は病気じゃない」と言い続けていた様子を、弟さんがドキュメンタリーで撮った作品で、大きな反響がありました。作中でも施錠していた場面がありました。

これは全くの推測ですが、芦屋は比較的大きな家も多く、施錠・監禁が起こり得るのではないかと感じています。施錠がケアになっていないことを伝える機会がないと、ご近所の目などもあって起こり得るのではないかと思うのですが、池本委員はいかがですか。

(池本委員)

認知症患者の家族から「出て行って困る」という相談はよく聞きます。GPS等いろいろな方法がありますが、持って行かなければ同じです。やむを得ないケースもあると思います。

ただ、法律上問題となるのであれば、やはりやってはいけない行為です。芦屋で施錠・閉じ込めが多いかどうかは分かりません。いわゆる昔の座敷牢のような話も、最近はずがに駄目ですが、難しいケースはあると思います。

(竹端委員長)

次年度、研修などを検討する際は、身体的虐待の普及啓発だけでなく、一人歩き等で困るケースをどう見守るかなど、前向きな対応も含めて検討していただければと思います。

(池本委員)

そうですね。前向きな対応策を。どの程度、どういうことができるか、ということですね。

(竹端委員長)

歩く力がある方が多いですよ。ADLが高く、歩く力があって、不安感が強いから出て行かれる、本人のエネルギーを使える場所がないと、帰宅願望のような形で出てくることもある、背景には不安があり、安心できる場所が家ではなくなっている面もあると思います。

(池本委員)

バックグラウンドを把握して、その人に合ったケアを行うのが理想ですが、現実問題として事故等のリスクもある中で、どこまでの拘束が許容されるのかはケースによって違うと思います。こういう会議で一步踏み込んで話し合うのは有意義だと思います。

(竹端委員長)

ありがとうございます。次年度検討するに当たっては、法的側面だけでなく支援の側面も含め、何に困っているのか、どういう実態があるのか、なぜ施錠せざるを得ないのかといった背景を掘り下げ、分析する中で、福祉・支援として何が可能か見えてくると思います。検討いただければと思います。

(押場委員)

事前資料1-3の5ページに「警察との意見交換会に参加」とありますが、主催や内容について教えてください。

(地域福祉課 知北)

芦屋市の障がい福祉課と高齢介護課が合同で、芦屋警察署生活安全課と、日々のケース対応の困り事や詐欺啓発等について、連携できないか意見交換する会です。

(押場委員)

ありがとうございます。年1回ですか。

(地域福祉課 知北)

現在は2か月に1回実施しています。

(押場委員)

ありがとうございます。

(竹端委員長)

保健所も入ったほうがよさそうですか。

(押場委員)

保健所は緊急対応に関して、年1回、警察と高齢介護課、障がい福祉課と合同で会議をしています。趣旨は似ていますが、保健所への通報に至るまでではない水面下のケースも多いと思いますので、そちらでキャッチした情報が会議で共有されているのかなと思います。

(竹端委員長)

押場さんに伺いますが、施設の話は保健所で把握されることはありますか。

(押場委員)

保健所の場合は、緊急の自傷や他害まで至っている方が対象になり、どうしても入院につながりやすいです。

また、精神科病院の長期入院の多くが認知症高齢者になってきており、地域移行・退院促進を進めても、本来病院は家ではないという一方で、退院できず長期化しているという課題があります。帰る先がないという問題が上がっています。

(竹端委員長)

退院促進で地域に戻れば、一人歩き等の課題が出てくる可能性もありますね。

先ほど権利擁護支援センターから、警察は施設が虐待という認識がないとの話がありましたが、担当者個人の知識不足なのか、現実的に仕方がないと捉えられているのか、どうでしょうか。

(権利擁護支援センター 谷)

確認したところ、参加されていた方以外も含め、警察全般として施設が不適切行為に当たるという認識はほとんどないとのことでした。「駄目なんですね」という反応で、署内で共有するという話でした。

(竹端委員長)

つまり、施設現場を見ても「仕方がない」で終わっていた可能性がある。

(権利擁護支援センター 谷)

そうだと思います。そういった視点で見えていないのではないかと感じます。

(竹端委員長)

意思決定支援を考えると、施設は重要な論点です。福島委員、どこから解きほぐしていけばよいでしょうか。家族が追い詰められている面もある一方、意思決定支援としては避けるべき行為でもあります。

(福島委員)

法的に身体的虐待・身体拘束に当たるという点は当然ですが、その前提として「ケアになっていない」こと、その弊害を丁寧に伝えることが重要です。施設は本人の機能低下や混乱につながり、認知症症状の進行にもつながり得ます。まずそれを伝えること、そして本人の意思に反していることを伝えることが必要だと思います。

また、本人だけでなく家族の課題も併せて考えることが大事です。

(竹端委員長)

ありがとうございます。三芳委員、障がい分野では施設のようなケースは見当たりますか。

(三芳委員)

障がい分野に来て7年ほどですが、そのような相談はありません。絶対にあるとは思いますが、まだ表面化していないと感じています。啓発の方法は常々考えています。

(竹端委員長)

強度行動障がいのお子さんをお持ちの親御さん等ではどうでしょう。

(三芳委員)

他市では実際に事件になって、兵庫県としても強度行動障がいに対する施策を打っていますが、芦屋市では施設の問題は聞いていないです

(竹端委員長)

ありがとうございます。次年度、多角的に検討してください。

ほかにいかがでしょうか。論点はまだありますが、時間の都合で次へ進みます。2つ目、「縦レビュー会議」に関する報告をお願いします。

(1) 報告

イ 縦レビュー会議に関する報告

(地域福祉課 知北)

私からは令和7年度システム改善・資源開発検討会議、通称「縦レビュー会議」の報告と、昨年度の本会議から抽出された課題への取組結果について報告します。

まず、今年度の縦レビュー会議の課題は、事前資料2-1の中央付近に記載のとおり、「養護者を含む世帯が、地域で孤立しないための取組が必要」である点です。グループワークで出された意見を抜粋して紹介します。

Bグループでは、そもそも当事者が「孤立している」という認識を持っていない場合が多いのではないかと、という議論がありました。また、支援者側が「つながりたくない権利」「つながらない権利」を理解する視点も必要ではないかと、という意見が出ました。

Cグループでは、いわゆる8050世代では、バランスが崩れることが虐待のきっかけになっているとの議論がありました。支援が必要な人のいる世帯には、既に別の支援が入っている場合もあるため、「世帯を見る視点」を支援者が持つ必要があるのではないかと、という意見が出ました。また、支援者が関わった際に適切につなぐことが誰でもできるよう、フローがあればよいのではないかと、という意見が出されました。

Dグループでは、当事者及び家族に恥の意識があり、ケアニーズを隠す傾向があると感じられる、という議論がありました。他機関からアセスメント内容を集め、そこに至る過程を丁寧に考えること、年1回は訪問の機会をつくるなど、細く長く関わり続けることが必要ではないかと、という意見が出ました。

また今年度は、虐待の地域課題だけでなく、虐待対応システムにおける課題、虐待対応をする中で「やりにくさ」を感じることにについても話し合いました。今年度は初動期の困り事を課題化する取組を実施しました。

検討の結果、マニュアルに記載がない事態に直面しても適切に対応できるよう、対応のパターン化の必要性など、プロセスの明確化・標準化が課題として挙げられました。今後は各チームで出た意見をもとに、取組の協議を進める予定です。

続きまして、事前資料2-2をご覧ください。

昨年度の本会議では「切れ目のない支援が提供される体制が必要」と課題を設定し、意見交換した結果、次の内容に取り組みました。

1つ目は「顔の見える関係交流会」の開催です。支援者同士の顔の見える関係性を構築し、日々の相談・連携を行えるよう、支援者間の連携強化を目的として開催しました。結果として、1度の交流機会では限界があり、複数回、同様の目的を持った会を開催する必要があるのではないかと考えられました。

一方、交流会を企画したグループ、事務職員の間では関係性が高まり、連携のハードルが下がったという意見もありました。研修だけでなく、何かを共につくり上げる経験を共有することでも、同様の効果が得られると感じました。

2つ目は、権利擁護支援センター主催で「虐待終結後の切れ目のない支援のポイントを学ぶ」研

修を実施しました。

最後に、令和6年度に作成した「気づきのチェックシート」の周知も併せて行いました。

(竹端委員長)

ありがとうございます。今の報告について、ご質問はありますか。

最後に話があった「顔の見える関係交流会」について、どのような内容か教えてください。

(地域福祉課 服部)

市や高齢者生活支援センター、社会福祉協議会の職員が参加し、普段関わらない方とも話ができました。うれしかったことなどを共有したり、絵しりとりをしたりして、いろいろなグループで話をしました。その中で「最近悲しかったこと」として、ケース対応でこういうことがあった、という話も聞くことができました。

もっと「こんな人がこういう仕事をしている」というところを深掘りできたら、何かあったときに「あの人に相談しよう」と思えると思いました。

(竹端委員長)

対象は5年目未満でよかったですか。10年未満でもよいのでは、という考えもありますか。

(地域福祉課 服部)

経験年数にかかわらず、その部署に来て5年未満などでもよいと思いました。

(竹端委員長)

確かに、年齢は上でも部署異動で浅い方もいますね。ありがとうございます。

ほかにご質問はありますか。

(山崎委員)

事前資料2-1(6)について、初動期の困り事が課題として挙げられたとあります。例えば高齢者虐待ではMaybe-Sheetが上がってきて情報共有ミーティングを開く流れがあると思いますが、それに当てはまらない事例が起こったときにどうするか、という困り事でしょうか。詳しく教えてください。

(地域福祉課 知北)

今回、初動に焦点を当てて行いました。マニュアルに記載がない部分で、決まっていないが「どうしたらよいのか」という点がありました。

例えば、Maybe-Sheetが上がってから情報共有ミーティングまでの間に事象が動いた場合、その内容をどこに記録として残すのか、マニュアル上の帳票のどこに記載するのかなど、細かく決まっていない点があります。5つの高齢者生活支援センターがある中で統一する必要があるのではないか、という意見がありました。

(竹端委員長)

私から、事前資料2-1のDについて、孤立の背景として「恥の意識があり、支援ニーズを隠す傾向がある」とありますが、施錠の話ともつながるのではないかと思います。迷惑をかけてはいけないという意識まで含めると関連しそうですが、いかがでしょうか。

(地域福祉課 知北)

つながると思います。近隣住民との付き合いをあまりしなくてよい地域柄を選んで暮らす方もおられます。そうした方々は、恥の意識から障がいのある方を隠したり、認知症のある方を閉じ込めたりする方向に発展することも考えられます。

(竹端委員長)

虐待対応は事後救済、普及啓発は事前予防です。この問題は、事後救済と事前予防の両面が必要だと思います。市役所として、どんなことができそうか、課題も含めて教えてください。

(地域福祉課 知北)

個人モデルの問題とせず、社会モデルとして捉え、どういう社会・地域をつくるのかを考え、検討して働きかけていく必要があると考えています。

(竹端委員長)

ありがとうございます。縦レビューの話と施設の話はつながるかもしれないので、整理してつなげていただければと思います。

(福島委員)

ここ1年ほど芦屋の虐待事案のSVを担当しています。対応機関としての指摘となり恐縮ですが、ケースを動かす中で会議を重ねる必要があるにもかかわらず、対応方針のモニタリングや最終判断の会議が適切に行われていない例が散見されます。

本来は次回会議の日程を必ず決めておくべきですが、レビュー会議で代替しているような運用になっていたり、会議の予定が入っていないままになっていたりします。マニュアルどおりではないため、強く指摘しているところです。

(竹端委員長)

ちなみに西宮市ではどうですか。

(福島委員)

西宮市では、会議が入っていないということはありません。必ず次回会議日程を入れます。そこで、できた、できなかった理由を確認し、次につなげます。ケース内容により2週間後、1か月後、3か月ごと等はありませんが、少なくとも「予定がない」はありません。

(竹端委員長)

事務局として、その点はいかがでしょうか。

(地域福祉課 吉川)

ご指摘ありがとうございます。以前マニュアル改定時に課題として認識し、会議終了時に次回会議日程を必ず決めることを決め事としてマニュアルに反映しましたが、担当者の交代等で意識が薄れ、徹底できていない現状があると認識しています。

現在は権利擁護支援センターも会議に参加し、会議の都度、意識して日程設定を促す運用を進めています。今後も支援が滞りなく目的達成できるよう取り組みます。

(竹端委員長)

ありがとうございます。では、「芦屋市『養介護施設従事者等による高齢者虐待』対応マニュアル」について、お願いします。

(1) 報告

ウ 芦屋市「養介護施設従事者等による高齢者虐待」対応マニュアルについて

(高齢介護課 越智)

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応について報告します。

まず、今年度の虐待対応について、令和7年度は現時点で通報件数・対応件数が10件に上っています。件数は増加していますが、苦情内容を含む通報も増えているため、内容の精査が難しい状況です。通報が増える一方で、職員の通報義務への認識は十分浸透していないと感じており、周知が必要であると感じています。

次に、令和7年度の取組について報告します。「芦屋市要介護施設従事者等による高齢者虐待対応マニュアル」について、令和7年3月に改定された国の虐待マニュアルに準拠した内容へ修正し、新たに追加された身体拘束廃止未実施減算と高齢者虐待防止措置実施減算について追記しました。

また、今年度第1回の本委員会で竹端委員長からご助言いただいた関係機関との連携部分について見直し、より綿密に連絡・連携を取る内容に修正しました。また、帳票の記入例も新たに作成し、新任担当職員にも使いやすいマニュアルとなるよう整備しました。

最後に、今後のスケジュールについて報告します。本委員会でいただくご意見を踏まえ、文言等の整理を行い、令和8年度にマニュアルを製本します。

また、虐待の疑いを発見した介護サービス事業所にもMaybe-Sheetを活用いただけ

るよう、年度内に開催予定の市内事業所に対する集団指導でも通報義務と併せて周知する予定です。Maybe-Sheetと記入例は、マニュアル完成後市内事業所へ配付予定です。

(竹端委員長)

ありがとうございます。事実確認ですが、このマニュアルは紙のみ配付ですか。ウェブ公開はされていますか。

(高齢介護課 越智)

紙のみで配付しています。

(竹端委員長)

ウェブ公開しない理由は何ですか。

(高齢介護課 越智)

市の内部マニュアルのため、本文部分は基本的には担当者のみで活用しています。事業所には主にMaybe-Sheetと記入例を活用いただく想定です。

(竹端委員長)

内容によっては事業所管理者も理解したほうがよいものがあると思いますが、どうでしょうか。

(高齢介護課 越智)

仰る通り、未然防止・早期発見の部分は、管理者のみならず事業所職員全体に理解いただきたい内容ですので、配付の際、Maybe-Sheetや記載例だけでなく、関連部分の抜粋も検討します。

(竹端委員長)

公開できる範囲はウェブ公開もしたほうがよいと思います。検討いただけますか。

(高齢介護課 越智)

ウェブ公開も検討します。

(竹端委員長)

福島委員、全国的に、こうした内容を施設・事業所にどう伝えているか、ご存じのことがあれば教えてください。

(福島委員)

兵庫県では、障がい福祉課から弁護士会・社会福祉士会に研修依頼があり、施設職員向け、管理者向けの研修を分けて実施しています。虐待認識や通報義務に加え、通報しやすい環境を施設内でどうつくるか、といった内容も扱っています。

(竹端委員長)

芦屋市版として、マニュアルの一部を使って研修をすることもあり得ますか。

(福島委員)

むしろ積極的にされたほうがよいと思います。

(高齢介護課 越智)

ありがとうございます。検討させていただきます。

(竹端委員長)

では、次に協議に入ります。「権利擁護をはじめとした相談支援における研修検討プロジェクト」について、報告をお願いします。

(2)協議

権利擁護をはじめとした相談支援における研修検討プロジェクトについて

(地域福祉課 亀岡)

それでは、事前資料4-1から4-3をお手元にご用意ください。

「権利擁護をはじめとした相談支援における研修検討プロジェクト」については、全5回をも

って一旦完結となりましたので報告します。事前資料4-1が全体のまとめ、4-2、4-3が第4回、第5回の検討内容です。全体を説明した後、第4回、第5回について報告します。

事前資料4-1をご覧ください。第1回の本委員会でも説明しましたが、設置の背景を振り返ると、毎年「今年度どのような研修を実施するか」を検討する中で、芦屋市で高齢者や障がいのある人などの支援に携わる専門職が、組織的に必要な知識を習得できる体制になっていないのではないかと、という気づきがありました。現状把握と、今後の研修体系化を検討する必要があるとして、プロジェクトチームを立ち上げました。

目的は、相談支援に携わる人に「どんな人になってほしいか」を明確にして共有すること、研修の全体像を分かりやすく示し、計画的な人材育成につなげることです。

取組経過として、開始前に関係機関へ、実際に役立った研修や不足している研修について聞き取りを行いました。併せて「もやもや会議」として、市内で高齢者や障がいのある方等を支援する相談援助職の方に参加いただき、支援の中での「もやもや」を共有しました。他職種と話せてよかったという意見もあり、話すこと・つながりを持つことで解消される「もやもや」もあることから、つながりを意識した研修の必要性も感じられました。

第1回では、研修のターゲットを検討し、組織の約6割を占める平均層が組織成長の鍵を握っており、この層の底上げが支援の質向上につながると考え、平均層に期待すること(主体的に考えて行動してほしい、視野を広く持ってほしい等)を出し合いました。協議の中で、管理職である自分たちの関わり方にも課題があり、平均層に変化を求めるだけでなく、自分たち(管理職・リーダー層)が認識を変えることのほうが効果的ではないか、という意見が出ました。

第2回では、管理的立場の自分たちがどう変われるかをテーマに意見交換し、相手理解のためには自己理解をし直し、自分の特性を理解する必要がある、という整理になりました。第3回では、自己理解が有効かを自分たちで実践することになりました。

自己理解の実践から見えてきたこととして、相手に対する「存在の承認」が大切であり、日頃から行うことで信頼関係が築かれること、自己理解を深めるには仮説検証が有効であること等が挙げられました。研修に自己理解を取り込むにはセンシティブな内容でもあるため心理的安全性の担保が必要であること、相手の強みに気づくこと、価値観の違いを受け入れること等を理解できる研修が必要、という整理となりました。

第4回、第5回では、第3回までの内容を踏まえ、具体的な研修プログラムを検討しました。研修の目的は、(1)計画的な人材育成の促進(職員が主体的に成長し組織全体の支援の質を向上させるための体系的研修の提供)、(2)職員のエンゲージメント向上(自己理解・他者理解を深め、職員一人一人がやりがいを感じ主体的に業務に取り組める環境整備)です。これらの目的に向け、必要な研修を第4回、第5回で検討しましたので、知北から報告します。

(地域福祉課 知北)

事前資料4-2をご覧ください。これは第4回、第5回で研修について意見を出し合い、整理した図です。資料4-2の横軸OS(黄緑色)は、どの場面でも共通して必要となる土台のスキルを示しており、縦軸OS(オレンジ色)で示す内容を学ぶことで、横軸OSのスキルが養われていくと考えています。

最下段の「初任者」では、相談援助職として必要な基本研修や、他機関の役割理解のための取組を記載しています。「中堅Ⅰ」では役職がつく前の中堅職員として地域づくりや他機関連携を実践する力、「中堅Ⅱ」では係長級としてチーム・組織の人材育成、「管理職」では組織マネジメント機能が求められる、という意見でした。

右側には「初任=個別のPDCA」「中堅Ⅰ=事業のPDCA」「中堅Ⅱ=施策のPDCA」と記載しており、各段階でPDCAを回す能力が必要となることを示しています。

また、水色の「互いを知り合う」に記載のとおり、職員と管理職が相互に理解し合う機会を持つことが、組織の中で個々の強みを発揮し業務遂行につながると話し合いました。

続いて、事前資料4-3をご覧ください。事前資料4-2の図に対する意見や、既存研修等を

整理したものです。横軸OS(黄緑色)の中に「AIの活用」とありますが、相談援助職の業務の中でAIをどう使うかは各機関共通の課題であり、人が担うべき専門性も多いことから、合同でチームをつくって検討・実践してはどうか、という意見でした。

「初任」については、分野を超えて同様に学ぶべき基礎知識は、既存研修の対象範囲を広げ、周知していくことで対応できるのではないかと、という共通認識となりました。研修を通じて他機関交流や医療介護連携が図られる工夫も必要、という議論がありました。

また、学ぶことに加え、事業所見学等により連携相手の仕事を知る機会を設けることで理解が深まり、仕事に生かせるのではないかと、という意見もありました。

「中堅Ⅱ」ではSVの立場で求められるスキルアップの場や、組織外にあるSV機能(高齢者生活支援センターの主任ケアマネジャー等)の活用促進など、組織のSV機能向上とSVネットワーク化が必要ではないかと、という課題が抽出されました。

最後に「管理職」では、管理職に必要な組織マネジメントを教わらないまま実践を求められている現状があり、研修に加え、管理職同士が困り事を相談できる場(ピアサポート)があるとよい、という意見が出ました。

(地域福祉課 亀岡)

今後は、検討結果を各機関で持ち帰り、それぞれの研修計画に生かしていただくこととします。年度初めに権利擁護支援の関係機関が集まる打合せがありますので、その場で、今回の内容をどう研修に反映したかを共有していきたいと思えます。

(竹端委員長)

ありがとうございます。本件は、今日ご参加の中にもプロジェクトに参加された方がおられます。三芳委員、メンバーとして参加された感想も含めてお願いします。

(三芳委員)

ありがとうございます。全5回あり、1回目にビジョンが提示されて、こういう流れで進むのだと思ったら、第2回、第3回が自己理解の検証というところで、どちらに向かうのかと少しドキドキしましたが、5回でしっかりまとめていただき、ありがとうございます。

参加させていただき非常にありがたかったです。障がい者基幹相談支援センターとして人材育成は重要な役割ですが、研修を実施していても体系化はできていませんでした。私たちが育った頃には体系がなかった時代でもありましたが、今は体系化が必要だと感じます。基幹相談支援センターでも今年度検討が必要な時期であり、非常に意義がありました。

また、管理者の方々も同じように体系立てて学んでこられていないという点で安心感もあり、ピア的な要素もありながら、どう進めるかを皆さんで作り上げていけたらと思えます。

芦屋はコンパクトな地域であることを逆に強みにして、他分野横断の研修企画ができるのではないかと感じています。障がい分野だけでなく、他分野と一緒に受講する、あるいはケアマネジャー友の会の研修に参加するなど、横のつながり・他分野横断の企画は芦屋なら可能だと痛感しました。

(竹端委員長)

補足しますと、医師、弁護士、保健師、行政など、職種ごとの研修はある程度確立している一方、市内で権利擁護に関わる人々が共通して学ぶ研修は体系化されていませんでした。意思決定支援が重要になる中で、どの職種でも共通の基盤を持ち引き継ぐ必要がある、という整理で進めてきたものです。事務局側で参加された方もいますので、谷さんお願いします。

(権利擁護支援センター 谷)

この5回は、研修内容をどう組むかについて私自身も考える機会になりました。センターでは初任者研修等は実施していますが、体系化という形では十分ではありませんでしたので、これを機に進めたいと思えます。

内容としては、まず「相手を知る」という視点が重要です。特に行政職員は、これまで関わったことのない特性のある方と関わることで戸惑いを感じることもあると思えますので、相手を知

る機会が必要です。

併せて、意思決定支援、エンパワーメント、ストレンクス視点など、権利擁護支援の基盤となる支援の視点(OS横断基盤)を理解してもらいたい。ベースとなる権利擁護支援をしっかり理解いただける研修にしたいと思います。

(竹端委員長)

ありがとうございます。永田さんも参加された感想をお願いします。

(高齢介護課 永田)

私は行政の立場でケース対応経験がないまま課長になっていきますので、行政として必要とする研修と、専門機関の方々が必要とする研修は少し違うと感じました。

一方で、業務を遂行するための知識は専門機関の皆様から教えていただくことが多く、助けられています。今回のプロジェクトに参加し、それぞれの立場の方がどう考えているか理解できただけでも大きく、有意義な時間でした。

(竹端委員長)

ありがとうございます。皆さんいかがでしょうか。山崎委員、社会福祉協議会の中の研修と本件との関係はどうですか。

(山崎委員)

話を聞いて、非常にありがたいと思いました。この業界は人の入れ替わりも激しいので、研修がシステム化されることは人材育成にもつながります。社協でも研修はしていますが、権利擁護の相談支援に特化した研修が体系化されるのはありがたいです。

(竹端委員長)

山田委員、行政側としてどうですか。

(山田委員)

行政研修は体系化されていますが、権利擁護に関する研修は体系化されていません。人事異動もあり、福祉経験のない職員が異動で対応する必要があり、体系化されたものがいつ来ても分かる形になるのはありがたいです。

芦屋は規模が小さく顔の見える関係が取りやすいと思います。行政職員が決断を求められる場面では専門職の知見が重要であり、人となりも含めた日頃の関係性が大切です。多職種研修に行政職員も参加できるなら参加したいですし、分からないときに相談できる関係を日頃からつくっていただきたいです。

(竹端委員長)

押場委員、県としての研修体系や、本件を見ての所感はいかがですか。

(押場委員)

県としても行政内部の研修体系があります。保健師はキャリアラダー等で年数だけでなく経験の偏りも踏まえ、受講歴や未経験領域をチェックして学びを組み立てる仕組みがあります。

今回の図は新任・中堅等が整理されていてよいと思いました。福祉職としての新任など、自分がどのキャリアにいるか分かるようになり、意識的に受講できる仕組みがあるとよいと思います。組織マネジメントなどは行政でも研修がありますので、連動できる部分は一緒に参加するなどの工夫も考えられると思いました。

(竹端委員長)

福島委員、全国的にこうした取組はありますか。また、研修に求めることがあればお願いします。

(福島委員)

全国の権利擁護支援ネットワークの中では、私が知る限り、知多市で同様に職員年数ごとに分けて取組をしています。ただ、内容がここまで意識されているかは把握していません。

私の意見としては、これが非常によいと思っています。専門研修は多いですが、その前提となる自己理解や自己覚知、相手を変えるのではなく自分が変わるという視点の研修は本来必要で

す。福祉全体にあればよいと思っていたので、非常によいと感じます。

質問ですが、この資料を西宮市に示してもよいでしょうか。また、OS部分の研修は重要ですが、具体的に何をやればよいか分からない面もあるので、今後パッケージ化や研修内容の作成まで進めるのか、教えてください。

(地域福祉課 吉川)

資料提供については、議事録も含め市ホームページに掲載されますので、提供いただくことは問題ないと思います。逆に、西宮市でよい取組があれば教えていただければありがたいです。

今後については、まず各機関で持ち帰り、既存研修を組み替えるなど検討いただくこと、また、重要だがどの機関でも開催が難しいものは権利擁護支援センターと行政で引き受けて検討する必要がありますと考えています。年度初めに関係機関が集まり年間の目的や取組を話し合う機会があるため、そこで漏れている部分を検討することも考えられます。

さらに、研修の評価としてアンケート等を取り、必要な内容を反映しながらブラッシュアップしていきたいと考えています。

(竹端委員長)

補足しますと、ケアマネジャー友の会はSV等の研修を実施していますが、それを閉じたものにせず、開けられるものは開く、新しい研修を一から立ち上げる予算や労力は限られるので、既存の研修をこの枠組みに合わせて開くことで、労力は最小化しつつ効果を高める、足りない部分は市とセンターで共催しながらつくる、という整理です。

先駆的自治体の情報交換をして、学べるところは学びたいですね。

この1年、行政として一定整理できたか、次年度の検討課題が残っているか、いかがですか。

(地域福祉課 吉川)

専門職の意見も踏まえて一定の整理はできたと思います。一方で、OSとして示されている自己理解や、定期的反復が必要とされる倫理観などは、研修の中で重要だと改めて感じました。

プロジェクト前のヒアリングでは、知識習得など業務で使える研修がよかった、という意見が多かったですが、管理的立場から見ると、自己覚知や倫理観は自ら学び続ける必要がある部分で、機会があつて振り返ることで身につく面もあります。

したがって、整理できた部分もありますが、議論を深め、どういう研修が必要か検討を重ねる必要がある部分もある、という認識です。

(竹端委員長)

ありがとうございます。少し補足します。支援現場では、対象者に優しい人ほど同僚に厳しいこともあり、「なぜこれができないのか」と言ってしまうことがあります。それは、そう思うってしまう自分の問題でもあります。

また、皆さんは先輩の背中を見て、厳しい指導の中でも頑張れ、という学び方をしてきた世代でもあります。今それはパワハラになり得ます。自分が学んだやり方と、下の人に伝えるやり方が大きく変わっている時代です。そういう意味で、管理職・中堅にとって自己覚知は重要であり、この検討会の中でも振り返っていただいた意義があると思います。

ほかにご意見はありますか。なければ、この件はここまでとします。

施錠の件に戻ります。先ほどの議論について、AIに相談したところ、高齢者生活支援センターやケアマネジャーが把握している家庭もあるのではないかと思います。全てを虐待の疑いベースで進めると話してもらえない面もあります。一方で、実質的に施錠以外の選択が難しいケースもある。通報=告発とせず、相談として受け止め、代替パッケージを示すなど、相談支援として受け止める線もあり得るのでは、という整理でした。福島委員、この点はどう思われますか。

(福島委員)

通報は、高齢者生活支援センターやケアマネジャーが状況を知った以上、まずはしていただく必要があります。その上で、「虐待だから直ちにやめなければならない」と断ずるのではなく、非常に悩ましい状況であることを踏まえ、例えば時間を1時間でも減らすなど、少しずつ減らし

て最終的にゼロに近づける対応が現場では多いと思います。

直ちに分離するというのではなく、ソフトな形での会議・支援を行うことで、発見者が相談・通報しやすくなる流れが重要だと思います。

(竹端委員長)

事務局、いかがでしょうか。

(権利擁護支援センター 谷)

資料1-3の4ページでも施錠に関する質問があり回答しています。虐待対応機関の立場として、施錠の危険性や一時性(夜間のみ等)、代替手段の有無などの視点で見えています。

ご家族には様々な思いがありますが、私たちは本人の権利擁護を第一に関わります。併せて家族へのフォローとして、研修等でも「虐待」「不適切」といった直接的な言葉を避け、一緒に考える姿勢が大切と伝えています。本人の健康面・精神面への影響も説明し、家族に寄り添いながら丁寧に説明をして理解を求めます。

一足飛びに解消するのではなく、段階的に外す、サービス活用を検討するなどの視点で進めていきたいと考えています。

(竹端委員長)

ありがとうございます。次年度は、通報後の対応だけでなく、事前予防と事後救済の中間領域も含めて検討していただければと思います。

それでは、本日が今期最後ですので、2年間を通じて感じたことを一言ずつお願いします。

(三芳委員)

プロジェクトにも参画し、勉強させていただきました。システムづくりにも関わらせていただき、ありがたい2年間でした。施錠の話について、障がい分野でもないのかと改めて考え、必ずあると思うので、その視点で相談支援にあたりたいと感じました。

(押場委員)

芦屋保健所に来て初めてこうした権利擁護・福祉の会議に参加しました。皆さんと知り合い、多職種の話の伺えたことが、自分の仕事にも直結しており大きかったです。理念的に見える権利擁護も、個別の一例一例で大事にしないといけないと実感しました。

(池本委員)

開業して15年で、開業医は非常に孤独です。こういう会議で意見を聞き、自分のできることを話す機会は新鮮でした。医師は縦割りになりがちですが、参加できてよかったです。

(福島委員)

権利擁護支援システムを推進する会議があること自体が大きいです。積極的に活用していただきたいです。

また、西宮でも委員をしていますが、隣接自治体でも状況は全然違います。お互い、違うところが課題で、違うところが進んでいるので、もっと情報交換し、よいものを吸収し合えればと思います。

(山崎委員)

4月に着任し委員としては1年間でしたが、芦屋は小さく顔の見える関係が強みだと思います。関係者が集まりやすい町のメリットを生かし、関係を深めていただければと思います。

また、身寄り・終活相談が増えているという話もあり、社会福祉協議会としてできることを考えていきたいと思いました。

(宮田委員)

2年前に参加を依頼され、よく分からないまま出席しましたが、行政も勉強しながら学識者の方と相談して進めていることが分かりました。それが分かっただけでも大きな成果です。

民生委員は「つなぐ役目」だと言われてきました。バケツリレーではないので、当事者の気持ちを聞き、関係機関につなぐ、そのための修行が必要だと思います。勉強になりました。ありがとうございました。

(小野委員)

参加しなければ知り得ないテーマを学べてありがたいです。施錠の件で、市民として、近所で認知症初期の方が外に出てしまう事例があり、家族から「見かけても言わないでほしい」と涙ながらに頼まれた経験があります。飛び出しは危険で、実際に車で保護できてよかったこともありました。

家族は誰にも言いたくない、恥ずかしい、これ以上大きくしたくないという気持ちが強い一方で、危険を避けるためにどうしようもない切迫感もあると感じました。こうした苦しい家庭は多いと思います。相談窓口はあってもハードルが高いため、「案外難しいことではない」と伝わる啓発や、近所の目線を柔らかくする取組など、多方面からの対応が必要だと思います。障がいのお子さんでも施錠を検討する話を聞いたことがあり、苦しみは共通だと感じます。

(山田委員)

昨年度の異動により久しぶりに福祉分野に戻ってまいりました。私が福祉を離れた当時、権利擁護支援センターが設置され、芦屋市は権利擁護に関して先進的に取組を進めていたと認識しておりましたが、今回改めて業務に戻り、取組がさらに進んでいることを実感し、大変学びになりました。

改めて、権利擁護とは本人の意思決定支援であり、本人の意思が何より重要であることを再認識いたしました。行政として今後も様々な権利擁護支援に取り組んでまいりますので、引き続き皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

施錠等が虐待に当たり得ることは理解している一方で、現実にはそうした対応を取りたくなる状況が生じ得ることも感じています。現実と福祉の理念との調整が適切に図れるよう、取り組んでいかなければならないと考えました。

(竹端委員長)

松下委員、感想の前に、ケアマネジャーとして施錠の実態や、虐待とのせめぎ合いについてコメントをお願いします。

(松下委員)

施錠について、認知症が重くて施錠している家庭は意外に少ない印象です。症状によりますし、家族が不在で出て行く場合と、家族が関わりたくない場合もあり、一概には言えません。

ただ、近所の人を巻き込めると、「さっき歩いていた」などの連絡が高齢者生活支援センターや私に入り、施錠しなくてもよくなったり、サービスにつなげたりできます。まずは相談してもらえることが第一歩だと思います。

また、最近では過敏に「虐待」と言い過ぎる面もあると感じます。SNS等でも、当事者感覚とずれた形で「それは虐待だ」等と断じるのは違うのではと思うことがあります。

委員を務めた感想ですが、あっという間の2年間でした。同じ支援者として、行政の方、民生委員の方など多様な意見交換ができ、とてもためになりました。

(竹端委員長)

ありがとうございます。私からも感想を申し上げます。行政の会議は形だけになりがちですが、私は関わる以上、形だけの会議にはしないつもりでした。芦屋市のよいところは、議論したことを具体化し、次年度から実行する力がある点です。財政だけでなく、規模がコンパクトで優秀な職員がそろっていることもあると思います。

福祉課題は社会情勢とともに変化します。以前の権利擁護支援センターの課題と、今の課題はズレて当然です。だからこそ、この権利擁護支援システム推進委員会があることが芦屋の独自性であり、よい施策につながると思います。今後もこの委員会をよりよいものにしていただければと思います。

それでは、本日はこれで終了します。皆さん、2年間ありがとうございました。

閉会